

岩手県警察組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 28 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 15 号

岩手県警察組織規則等の一部を改正する規則

(岩手県警察組織規則の一部改正)

第 1 条 岩手県警察組織規則(昭和 49 年岩手県公安委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(警務課) 第 4 条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) [略] (8) <u>警察関係地方公益法人</u> に係る事務の総合調整に関する こと。 (9)～(19) [略]	(警務課) 第 4 条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(7) [略] (8) <u>警察関係一般社団法人及び警察関係一般財団法人</u> に係 る事務の総合調整に関すること。 (9)～(19) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)

第 2 条 岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成 13 年岩手県公安委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(必要な措置を講ずる出資法人) 第 7 条 条例第 41 条第 2 項の実施機関として岩手県警察本部長 が定める出資法人は、財団法人岩手県暴力団追放県民会議と する。	(必要な措置を講ずる出資法人) 第 7 条 条例第 41 条第 2 項の実施機関として岩手県警察本部長 が定める出資法人は、財団法人岩手県暴力団追放県民会議(平 成 4 年 4 月 27 日に財団法人岩手県暴力団追放県民会議という 名称で設立された法人をいう。)とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第 3 条 岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成 18 年岩手県公安委員会規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(必要な措置を講ずる出資法人) 第 16 条 条例第 49 条の実施機関として本部長が定める法人は、 財団法人岩手県暴力団追放県民会議とする。	(必要な措置を講ずる出資法人) 第 16 条 条例第 49 条の実施機関として本部長が定める法人は、 財団法人岩手県暴力団追放県民会議(平成 4 年 4 月 27 日に財 団法人岩手県暴力団追放県民会議という名称で設立された法 人をいう。)とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。